

## 資 料

# 本学の新型コロナウイルス臨時休校における 遠隔授業の取り組みについて

澤辺 桃子

## Distance learning in response to temporary COVID-19 college closures at Hakodate junior college

Toko SAWABE

### 1. はじめに

世界保健機関（WHO）が、2020年3月11日に新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的大流行「パンデミック」を宣言したが、現時点でもその全世界的な感染流行は収束していない。我が国では、4月7日に7都府県に「緊急事態宣言」が発出され、4月16日には「緊急事態宣言」の対象が全国に拡大されたうえで、13都道府県は「特定警戒都道府県」に位置付けられた。これを受けて本学では、臨時休校実施の準備を速やかに進め、4月20日から5月6日までを臨時休校期間とした。その後、「緊急事態宣言」が5月31日まで延長されたことに伴い、臨時休校期間を延長した。本資料では、栄養士養成施設及び指定保育士養成施設並びに教育職員養成課程を有する本学のコロナ禍における教育への取り組みと臨時休校期間中に実施した遠隔授業について整理する。

### 2. 経緯と主な取り組み

本学では、新型コロナウイルスの感染防止と学生及び教職員の安全確保を最優先に考えたうえで、学事日程並びに教育内容を如何に担保していくかについて、次のように対応した。文部科学省等からの通知及び刻々と変化する国内の感染状況に関する情報を整理し、本学の現状にあった適切な方向性を見出すための議論は、主として危機管理委員会でおこなった。本委員会は、検討内容に応じて実務を担う部署や委員会等へ具体的な対応を依頼した。学長室では、理事長から示された本学校法人全体の方針を共有し、学内各部署への指示をおこなうとともに、危機管理委員会等からの資料を精査して学内外

に情報を発信した。遠隔授業実施における学生及び教職員、非常勤講師への細かな連絡・調整は、教務担当者が教務部長の指示の下で作業をおこなった。

我が国の新型コロナウイルスに関する主な出来事<sup>1)</sup>、文部科学省等からの通知<sup>2)</sup>等と本学の対応について、令和2年6月5日までの時系列を表1に示した。学長室、危機管理委員会、教務担当者の主な取り組みを、以下にまとめた。また、臨時休校期間における遠隔授業の実施状況等についても整理した。

#### (1) 学長室

学長室は、学長、事務局長、各学科長、各部長、入試広報課及び教務課の事務職員を含む12名で構成されている。分掌は、①経営の企画立案に関する事項、②その他学長が指示した事項である。今回の臨時休校と遠隔授業実施に関しては、経営的な判断も必要であったため、学長のリーダーシップの下で学長室会議が開催され、理事長からの方針に沿った学内対応に関すること、遠隔授業実施方針の決定、保育学科学外実習の学内代替に係る最終決定をおこなった。

#### (2) 危機管理委員会

危機管理委員会は、学長、事務局長、各学科長、各部長、学生課の事務職員を含む12名で構成されている。所管事項は次の通りである。イ.危機管理にかかわる方針の検討および具体的な対策の企画、立案に関すること、ロ.リスクの情報収集、分析、情報共有に関すること、ハ.危機管理の研修・訓練に関すること、ニ.危機管理に対する総括的

表1 我が国の新型コロナウイルスに関する主な出来事、文部科学省等からの通知等と本学の対応

日付	主な出来事	文部科学省からの主な通知等		行事・委員会開催	本学の授業実施等に係る主な対応	
		NHK特設サイトより抜粋	文部科学省ホームページより抜粋		検討内容	実施内容等
令和2年 1月6日	中国 武漢で原因不明の肺炎 厚労省が注意喚起					
1月14日	世界保健機関 (WHO) 新型コロナウイルスを確認					
1月16日	日本国内で初めて感染確認					
1月24日		新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について (依頼)				
1月28日		新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について				
1月30日	WHO 「国際的な緊急事態」を宣言					
2月3日	乗客の感染が確認されたクルーズ船 横浜港に入港					
2月10日		中国から帰国した児童生徒等への対応について (2/10現在) (通知)				
2月13日	国内で初めて感染者死亡					
2月18日		学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について				
2月18日		児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について				
2月25日		児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について (第二報)				
2月27日	3月2日から春休みまで全国すべての小・中・高校に臨時休校要請			理事長より、学園関連校の休校及び卒業式に関する方針発表		在学生は春休み期間、教職員は、時短勤務 (必要に応じて在宅勤務)
2月28日		新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について				卒業証書・学位記授与式に関する卒業生及び保護者宛て文書発送

3月2日	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について(事務連絡 厚生労働省子ども家庭局保育課)					
3月11日	WHO「パンデミック」を宣言		卒業証書・学位記授与式実施 (縮小形式)			
3月14日						予行練習、祝賀会中止
3月16日			令和元年度 第1回 危機管理委員会	(検討内容) 令和2年度 授業開始に向けて ・新2年生オリエンテーション ・入学式 ・新入生オリエンテーション ・前期授業実施 ・特別な事由による欠席の特例措置		
3月24日	令和2年度における大学等の授業の開始等について(通知)					
3月26日	新型コロナウイルス感染症に起因して海外から帰国した児童生徒等への対応について(3/26現在)(通知)		令和元年度 第2回 危機管理委員会 (メール開催)	(検討内容) ・新入生オリエンテーションスケ ジュール最終確認 ・新型コロナウイルスに対する本学 の方針案		新2年生オリエンテーション 短縮して実施
3月30日						
3月31日			令和元年度 第3回 危機管理委員会	(検討内容) ・新入生オリエンテーション実施内 容確認 ・課外活動、サークル活動事前申請 ・ボランティア実習等の学外実習の 実施判断 ・ピアノ練習室の衛生管理 ・手洗いの場の管理方法		
4月2日			入学式 (縮小形式)			

4月3日	令和2年度における介護等体験の実施にあたっての留意事項について (通知)	令和2年度 第1回 危機管理委員会	(検討内容) ・学外実習先への対応について ・講義室等の消毒作業について	・新入生オリエンテーション 4月3日午前、4月6日午前 短縮して実施
4月6日	令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について (通知)			
4月7日	大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について (通知)			
4月7日	7都府県に緊急事態宣言	令和2年度 第2回 危機管理委員会	(検討内容) ・教育実習実施の基本方針の作成 ・ゴールデンウィークの帰省等への対応について	
4月13日	新型コロナウイルス感染症の発生等に伴う私立学校法等における期限の定めのある規定の取扱いについて			
4月13日	新型コロナウイルス等対策特別措置法第32条第1項に基づく「緊急事態宣言」を受けた研究活動に係る考え方について (周知)	令和2年度 第3回 危機管理委員会	(検討内容) ・健康管理チェック表の作成 ・自宅を離れることの連絡用紙 ・遠隔授業への対応について	
4月16日	「緊急事態宣言」全国に拡大 13都道府県は「特定警戒都道府県」に			
4月17日	大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について (周知)	令和2年度 第1回 学長室会議	4月20日からの臨時休校について	・学生への休校期間に関する連絡 ・学校から学生への連絡方法の確認
4月20日		臨時休校開始～5月6日まで	第1期 臨時休校期間 (4月20日～5月6日)	・遠隔授業に関する学内方針の策定 ・学科・学年を分けての登校日設定及び課題の提示 4月22日 食物栄養学科 4月23日 保育学科
4月22日		令和2年度 第2回 学長室会議 (メール開催)	・臨時休校期間中の健康管理チェック表の記録の指示 (登校日に学生に様式を配付)	

5月1日	大学等における遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について 令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について（通知）	令和2年度 第3回 学長室会議	・入試広報について ・遠隔授業に関する学内方針とマニュアル決定 ・緊急事態宣言の延長を見据えた遠隔授業及び登校日等について ・学生への連絡と安否確認について ・学生部関連の年間予定を7月まで取りやめ ・1年次生の健康診断(5/16)の実施	
5月4日	政府「緊急事態宣言」5月31日まで延長	臨時休校の延長～5月31日まで	第11期 臨時休校期間 (5月7日～5月31日)	
5月14日	政府 緊急事態宣言 39県で解除 8都道府県は継続			
5月21日	緊急事態宣言 関西は解除 首都圏と北海道は継続	令和2年度 第4回 学長室会議	・6月からの授業実施に関する課題についての意見交換 (検討内容)	・5月7日、8日登校日 ・遠隔授業実施の説明 ・学内方針及び年度当初の時間割に沿った遠隔授業の実施 (1) 課題授業、(2) オンライン授業、(3) オンデマンド授業 ・非常勤講師へ遠隔授業の実施協力依頼と支援 ・遠隔授業と分散登校 (週1回半日、課題等提出と実習もしくは演習授業の実施)
5月22日	学校の体育の授業におけるマスク着用 の必要性について 今年度における学校の水泳授業の取扱いについて	令和2年度 第4回 危機管理委員会	・6月からの授業実施について（使用教室の調整、屋食時及び休憩時の3蜜回避対策 (検討内容)	
5月25日	緊急事態の解除宣言 約1か月半ぶりに全国で解除	令和2年度 第5回 危機管理委員会	・解除宣言に係る本学の方針 ・陽性者が発生した場合のルール ・職場における感染防止チェックリストの確認 (検討内容)	
6月1日	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医務関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について	令和2年度 第6回 危機管理委員会	・音楽室及びびビア個人練習室の使用について ・保育実習（6月15日～27日）の取りやめに伴う学内代替授業と教員の担当時間算出方法について	
6月5日	大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）	令和2年度 第5回 学長室会議		

な支援に関すること、ホ.その他、危機管理に係る必要な事項の実施に関すること

新型コロナウイルスへの対応として、危機管理委員会はリスクの情報収集をおこない、令和元年度末より、令和2年度新2年生及び新入生のオリエンテーション並びに授業実施等に関する課題について議論を重ねた。厚生労働省が所管する栄養士養成施設、指定保育士養成施設である本学は、日頃より学生に対して授業欠席について厳しく指導・管理し、学生もその内容について十分理解している状況にある。しかしながら、本学での新型コロナウイルス感染拡大を防止するためには、学生が少しでも体調に異変を感じた場合に躊躇することなく欠席できる条件を整えることが重要であるため、特別な事由による欠席の特例措置をいち早く整備した。これにより、学生からの電話連絡による申し出に対し、担当者が体調状況を確認し記録することで特別な事由のある欠席として認め、必要に応じて補講を受講できる権利を学生に与え、欠席による学生の不利益を最小限にした。

教育職員養成課程（栄養教諭二種、中学校教諭二種（家庭）、幼稚園教諭二種）に関する対応は、文部科学省より4月3日に通知された介護等体験及び教育実習の留意事項に沿って、教職検討委員会と協力して本学の教育実習実施の基本方針を作成した。

学内の消毒については、学生一人一人の協力が欠かせないことから、各教室にアルコール等の消毒用品の設置や換気ルールの整備等、学生及び教職員が一体となって感染防止に取り組むために新型コロナウイルスに対する本学の方針案を作成した。

北海道及び東北地方出身の自宅外生が多い本学では、例年4月末から始まる大型連休に多くの学生が帰省する。図1に5月末までの北海道及び函館市を含む渡島総合振興局管内の感染者数の推移を示した<sup>3)</sup>。4月から札幌市を含む石狩振興局管内の感染者が増加し、公共交通機関での移動による感染リスクを避けられないことから、「自宅を離れることの連絡用紙」の様式を作成し、自宅生、自宅外生にかかわらず、現在の生活場所（自宅）を離れる場合には、指定の用紙を提出するように求めた。

理事長並びに学長室から臨時休校の指示があ

った際には、各学科、学年ごとに速やかに学生連絡をおこなう準備を整え、連絡内容を学内で統一することで、学生が抱える不安を極力軽減できるように努力した。6月からの対面による授業再開に向けて、学内施設利用についてのルール作りにも対応した。

### (3) 教務担当者

教務担当者には、教務課員（事務職員）及び各学科の教務委員である教員が含まれる。

新2年生及び新入生のオリエンテーションに関しては、感染防止の観点から時間短縮のスケジュールとなったが、授業実施に欠かせない教科書購入と履修登録の対応を確実におこなった。

臨時休校に伴う非常勤講師への連絡、休講と補講の把握を随時おこなった。遠隔授業については、年度当初の学事日程と時間割を基盤にして一覧表を作成し、課題授業、オンライン授業、オンデマンド授業、のいずれかの授業形態で実施するように働きかけ、学事日程の大幅な変更が生じないように努めた。臨時休校期間中、毎週の時間割に遠隔授業の実施形態を明記したファイルを作成し、学務システムを通じて学生に周知した。また、オンライン授業における通信トラブル等にも対応した。

非常勤講師への遠隔授業の実施に関する支援として説明会を開催し、オンライン授業、オンデマンド授業については、本学の機器設備を使用することを原則とし、非常勤講師の出勤と学生の出席確認を教務担当者が協力しておこなった。

遠隔授業では、授業内容や科目の特性からやむを得ずシラバスの記載とは異なる順序で授業を実施する必要性が生じた。シラバス記載の授業内容を確実に実施し、各授業科目の教育内容を担保するために、科目担当者が当初の授業計画から順序を入れ替えた授業回を明記できる個票を作成して出席簿に貼付し、本来の授業実施予定日と実際の実施日、授業内容の整合性を明確にして記録した。

### (4) 臨時休校の開始時の対応

臨時休校実施の方針については、4月17日に理事長より発表があり、昼休憩時間に臨時の学長室会議が開催された。その後、速やかに各学科で学生への臨時休校連絡を伝えるための時間確

保と連絡内容の統一が図られた。学生への連絡は、4月17日午後には各学科、学年ごとに分けておこない、臨時休校の期間、学校からの連絡方法、登校日等について知らせた。

図1の通り、函館市とその近郊を含む渡島総合振興局管内においては、2月末より感染者がゼロの状況が続いていたことから、4月22日、4月23日の各日午前、午後を各学科、各学年に分けての分散登校日として設定し、一部の対面（面接）授業の実施、授業科目ごとの課題提示並びに臨時休校期間中の学生生活に関する連絡をおこなった

#### (5) 第Ⅰ期臨時休校期間（4月20日～5月6日）

当該期間に実施された授業は、図2に示した通り、専任教員によるシラバスに沿った課題提示がほとんどであり、課題提示が難しい授業科目については、休講となった。非常勤講師が担当する授業科目は、ほとんどが休講であった。

本学では、オンライン授業の経験が皆無であったことから、一部教員によるWebクラウドサービス（Zoom）を活用したオンライン授業を試験的に実施し、簡易的なマニュアルの作成と勉強会を開催した。オンデマンド授業については、エンタープライズビデオサービス（Microsoft Stream）を活用し、実験・実習授業を中心に動画撮影の準備を開始した。

#### (6) 第Ⅱ期臨時休校期間（5月7日～5月31日）

第Ⅰ期臨時休校期間に策定した遠隔授業の実施方針とマニュアルに基づき、年度当初の時間割に沿った遠隔授業（課題授業、オンライン授業、オンデマンド授業）の実施に取り組んだ。非常勤講師の担当する授業科目についても遠隔授業実施の協力を依頼し、5月7日に遠隔授業についての説明会及びZoomの使い方に関するデモンストラクションを実施した。

当該期間の授業の実施状況については、感染防止対策を徹底したうえで、各学科、学年ごとに週1回半日の分散登校と一部の科目での対面（面接）授業を実施した。専任教員は、担当するすべての科目について、シラバスと時間割に沿った遠隔授業を実施し、分散登校日を活用して学生の健康状況の把握と学修支援をおこなった。食物栄養学科では、1年生は「調理実習Ⅰ」、2年

生は「給食管理実習Ⅱ」を登校日に対面の授業として実施した。保育学科では、1年生は「保育者のための音楽Ⅰ」、2年生は「保育者のための音楽Ⅱ」を登校日に対面の授業として実施した。両学科ともに栄養士もしくは保育士に必須の技能を身につける授業科目を選択し、専門職をめざす学生への教育内容を担保するように努力した。非常勤講師の担当する授業科目についても、その多くで遠隔授業を実施した（図2）。

### 3. 考察

大学の新型コロナウイルスによる臨時休校は、4月時点での渡島総合振興局管内の感染状況を考えると突然の出来事として捉えられるものであった（図1）。しかし、表1に示した通り、危機管理委員会を中心に、3月中旬から新型コロナウイルス感染防止に関する議論と対策を進めてきたことが功を奏し、速やかな学生対応をおこなうことができたと考える。一方で、遠隔授業に関しては、準備が十分に進んでいなかったことから、学内方針の決定、課題の準備、オンライン授業、オンデマンド授業の試験運用を同時進行する慌ただしい展開となった。

その結果、図2に示した通り、第Ⅰ期臨時休校期間（4月20日～5月6日）と第Ⅱ期臨時休校期間（5月7日～5月31日）の授業実施状況は、大きく変化した。第Ⅰ期では、課題授業が授業全体の65.1%を占め、休講が29.5%であったが、第Ⅱ期では、課題授業が36.1%、休講は18.9%に減少し、オンライン授業が増加して30.6%となった。休講した授業は、必ず補講の実施が必要であることから、休講の割合を最小限に抑えることが学事日程を円滑に進めるために欠かせない。臨時休校期間に極力、授業を実施したことで、本学では前期の学事日程について大幅な日程変更をおこなわずに夏季休暇を迎えることができた。また、非常勤講師からも遠隔授業実施の協力が得られたことは、今後の状況変化に伴った授業実施体制の変更に大いに役立つと考えられる。

栄養士養成施設及び指定保育士養成施設並びに教育職員養成課程では、シラバスに記載されている授業内容を確実に教授することが必要である。しかし、遠隔授業の実施において、種々の事情からやむを得ずシラバスの授業実施順序が変更となる事態が多く生じた。これに対して、

すべての授業科目において本来の授業実施予定日と実際の実施日、授業内容の整合性を確認できる個票を作成し、各出席簿に貼付し記録できたことは、シラバスの遵守と教育内容の担保を証明できる有効な手段となった。

本学校法人の方針により、本学では6月1日より、対面による授業実施に完全移行しているが、引き続き新型コロナウイルスの感染状況等に対

応した授業実施の検討が必要である。特別な事由による欠席の特例措置を引き続き継続し、学生の不利益が生じないように配慮するとともに、今回の臨時休校で機能した①学生への連絡方法、②遠隔授業の方針と実施体制、③年度当初の学事日程と時間割を基盤とした遠隔授業実施、④シラバス記載の授業実施順序変更への対応、⑤分散登校日と健康状況把握・学修支援、につい

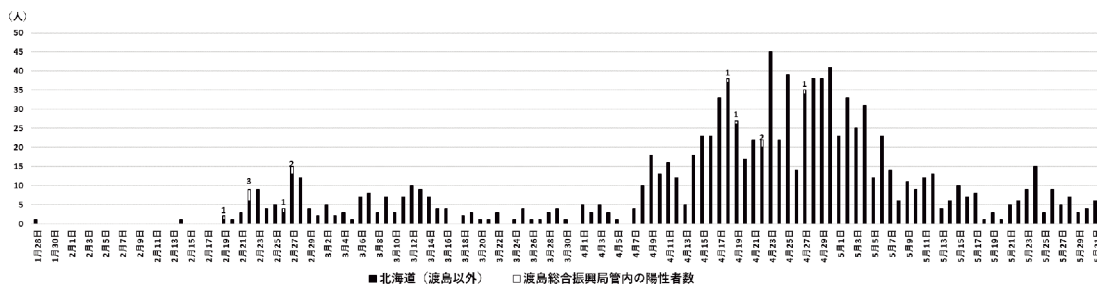


図1 北海道における新型コロナウイルス陽性者数の推移  
 (令和2年1月28日～5月31日)  
 北海道オープンデータポータル 新型コロナウイルス感染症に関するデータ  
 (<https://www.harp.lg.jp/opendata/dataset/1369.html>) をもとに作図。

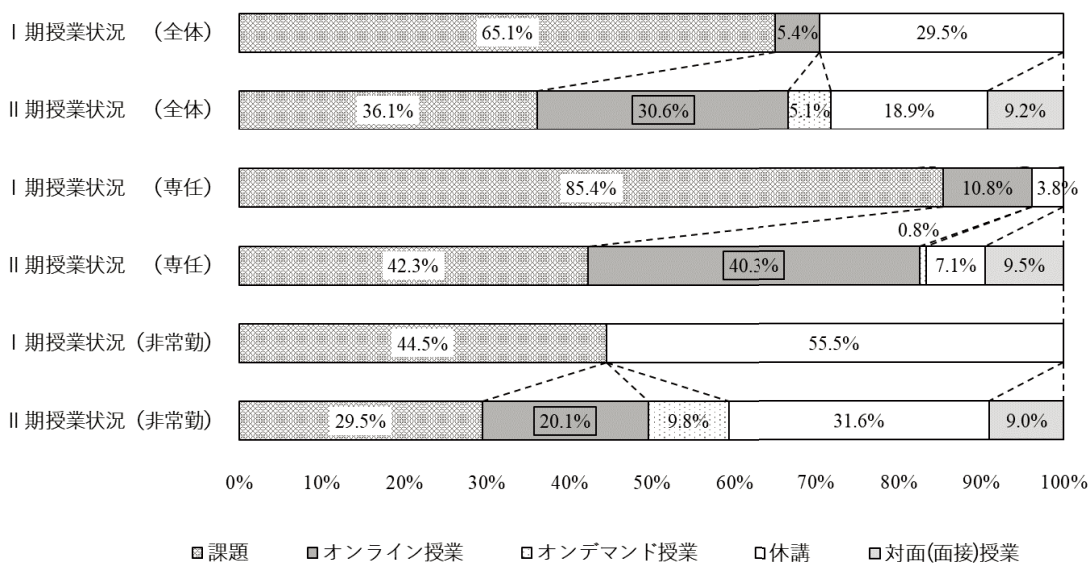


図2 臨時休校期間中の遠隔授業実施状況  
 第I期臨時休校期間 令和2年4月20日～5月6日  
 第II期臨時休校期間 令和2年5月7日～5月31日



では、その内容を今後も活用できると考える。

本学における遠隔授業に関する次の課題は、オンライン授業と対面での授業を組み合わせるハイブリッド型授業の検討である。現在、ハイブリッド型授業は、3つパターン（ハイフレックス型授業、ブレンド型授業、分散型授業）に整理されている<sup>4)</sup>。ハイフレックス（HyFlex：Hybrid-Flexible）型の授業では、学生が同じ内容の授業を、オンラインでも対面でも受講できる。ブレンド（Blended）型の授業では、授業の目的にあわせて対面とオンラインを組み合わせる授業を実施する。分散型の授業では、同じ回に異なる内容の授業を対面とオンラインで行い、学生は分散して受講する授業方法である。これらの選択は、授業科目の特性を十分に考慮する必要があると同時に授業実施方法に関する学生への適切な連絡と授業実施の管理体制の構築が欠かせない。個々の学生が希望する学び方への配慮は大切であるが、授業実施の形態が複雑になり過ぎることは多くの混乱を招くため、科目担当者の意向と養成施設としての教授すべき内容並びに管理体制を総合的に考え、議論を尽くしていく必要がある。

#### 4. まとめ

本資料では、令和2年4月16日に発出された「緊急事態宣言」に伴う臨時休校期間に本学が取組んだ遠隔授業とその経緯について整理する。

本学の現状にあった適切な方向性を見出すための議論は、主として危機管理委員会でおこなった。学長室は、理事長から示された本学校法人全体の方針の共有、危機管理委員会等からの資料の精査、学内外への情報発信を担った。遠隔授業実施の細かな連絡・調整は、教務担当者がおこなった。

本学の新型コロナウイルスによる臨時休校は、危機管理委員会を中心に3月中旬から議論と対策を進めてきたことが功を奏し、速やかな学生対応をおこなうことができたと考える。一方で、遠隔授業に関しては、準備が十分に進んでいなかったことから、学内方針の決定、課題の準備、オンライン授業、オンデマンド授業の試験運用を同時進行する慌ただしい展開となった。しかし、学生・教職員と非常勤講師の協力にて、臨時休校期間に極力、授業を実施したことで、本学で

は前期の学事日程変更は、最小限であった。

本学校法人の方針により、本学では6月1日より、対面による授業実施に完全移行しているが、引き続き新型コロナウイルスの感染状況等に対応した授業実施の検討が必要である。特別な事由による欠席の特例措置を引き続き継続し、学生の不利益が生じないように配慮するとともに、今回の臨時休校で機能した①学生への連絡方法、②遠隔授業の方針と実施体制、③年度当初の学事日程と時間割を基盤とした遠隔授業実施、④シラバス記載の授業実施順序変更への対応、⑤分散登校日と健康状況把握・学修支援、については、その内容を今後も活用できると考える。

さらに、遠隔授業に関する次の課題として、オンライン授業と対面での授業を組み合わせるハイブリッド型授業の検討が必要であるため、学内での議論を尽くしていく必要がある。

#### 5. 謝辞

本資料を作成するにあたり、学長室及び危機管理委員会の議事録や共有メール並びに事務職員が整理した書類にもとづいて時系列で情報を整理しました。随時、書類を整理し、適切に管理して下さった多くの皆様に心より深く感謝申し上げます。

#### 6. 引用文献

- 1) NHK新型コロナウイルス 特設サイト  
時系列ニュース  
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/chronology/>
- 2) 文部科学省 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について 大学・大学院・高専に関する情報  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00016.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00016.html)
- 3) 北海道オープンデータポータル新型コロナウイルス感染症に関するデータ【北海道】  
<https://www.harpp.lg.jp/opendata/dataset/1369.html>
- 4) ハイブリッド型授業とは。京都大学高等教育研究開発推進センター  
<https://www.highedu.kyoto-u.ac.jp/connect/teachingonline/hybrid.php>